

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） （C-5020）</p> <p>I 輸入申告書等記載要領の共通事項 （省略）</p> <p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 ＜申告書上段の記載要領＞ （省略）</p> <p>「<u>運送場所識別</u>」欄には、1 申告中の輸入される貨物に係る運送先について、該当する記載の右の枠内に×印を記入する。「運送先」とは、当該貨物に係る輸入申告時点の運送契約において、輸入の許可（関税法第73条第1項の規定により輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所として定められているものをいう。</p> <p>（注）運送場所識別欄の運送先に係る記載の意義は、次のとおりである。</p> <p>輸入者住所と同じ：貨物の運送先が当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と同じ場所のみである場合</p> <p><u>蔵置場所と同じ</u>：貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じ場所のみである場合</p> <p>定めなし：貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</p> <p>1 箇所：貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と異なるものに限る。）が1箇所ある場合</p> <p>複数箇所：貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） （C-5020）</p> <p>I 輸入申告書等記載要領の共通事項 （同左）</p> <p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 ＜申告書上段の記載要領＞ （同左）</p> <p>「<u>運送場所識別</u>」欄には、1 申告中の輸入される貨物に係る運送先について、該当する記載の右の枠内に×印を記入する。「運送先」とは、当該貨物に係る輸入申告時点の運送契約において、輸入の許可（関税法第73条第1項の規定により輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所として定められているものをいう。</p> <p>（注）運送場所識別欄の運送先に係る記載の意義は、次のとおりである。</p> <p>輸入者住所と同じ：貨物の運送先が当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と同じ場所のみである場合</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>定めなし：貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</p> <p>1 箇所：貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と異なるものに限る。）が1箇所ある場合</p> <p>複数箇所：貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>者の住所又は居所と異なるものに限る。)が複数箇所ある場合</p> <p>なお、一の貨物について経由地を含めて2以上の運送される場所がある場合には、そのうち最後に運送される場所を当該貨物の運送先とする。</p> <p>運送場所識別が「輸入者住所と同じ」、「<u>蔵置場所と同じ</u>」又は「定めなし」に該当する場合には、「貨物運送先」の各欄の記載を要しない。 (省略)</p>	<p>者の住所又は居所と異なるものに限る。)が複数箇所ある場合</p> <p>なお、一の貨物について経由地を含めて2以上の運送される場所がある場合には、そのうち最後に運送される場所を当該貨物の運送先とする。</p> <p>運送場所識別が「輸入者住所と同じ」又は「定めなし」に該当する場合には、「貨物運送先」の各欄の記載を要しない。 (同左)</p>